

(施設の利用等)

第66条 この組合において設置した施設利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において保健事業として実施する被保険者、及び被扶養者への補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

(付則)

1. 平成 7年 2月14日 第2項条文中の「保健施設事業」を「保健事業」に変更。
2. 第54条の規約を第66条に変更し、成15年4月1日から施行する。